

英領ヴァージン諸島(BVI)の法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

英領ヴァージン諸島（英語では「British Virgin Islands」。以下「BVI」という）は、英国海外領土（British Overseas Territory）の一つであり、カリブ海に浮かぶヴァージン諸島の東側半分の約 50 の島々（そのうち、人が定住する島は、15）からなる（西側半分の島々は、「米領ヴァージン諸島」（英語では「Virgin Islands of the United States」である）。

BVI の面積は約 151 平方キロメートルで、堺市よりやや広い程度の大きさである。首都はトルトラ（Tortola）島にあるロード・タウン（Road Town）であり、公用語は英語である。通貨は米ドルである。人口は約 3 万 3,500 人であり、黒人が約 80%を占め、黒人と白人の混血であるムラート及び白人は少数派である。宗教については、プロテスタントが約 85%を占める。

現在の BVI の島々は、1493 年にコロンブスが西洋人として初めて発見し、1648 年からオランダ人の入植が始まった。1672 年に英国がオランダから BVI を奪って併合した。英国は、サトウキビ・綿花・インディゴ等のプランテーションで働かせる労働力として、西アフリカから多くの黒人奴隷を BVI に「輸入」した。BVI では 1834 年に奴隷制が廃止されたため、プランテーション農園における労働力が不足するようになり、プランテーション農業は衰退した²。1967 年になって、BVI の自治権が認められた。

亜熱帯気候に属する BVI では、熱帯雨林が多く、野鳥等を観察できるほか、ダイビングスポットやリゾートホテルが多くあり、観光業が盛んである。

また、BVI は、従前から、「タックスヘイブン」（租税回避地）、「オフショア金融センター」として知られ、英国ロンドンのシティを中心とするタックスヘイブン・ネットワークの中でも主要なものの一つである。とくに、BVI のオフショア信託は、遺産管理、債権者や政治的不安定からの資産保護等の目的に利用されてきた。また、BVI のミューチュアル・ファンドは、集合投資のために投資家の資金を集めてプールし、保有者が純資産の比例持分の価値に基づき算定された金額を受け取ることができる株式が発行されるものである³。2013 年における BVI への海外直接投資は約 920 億ドルであり、米国、中国及びロシアに次

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018 年）109 頁。

³ 本庄資著『オフショア・タックス・ヘイブンをめぐる国際課税』（日本租税研究協会、2013 年）173 頁。

ぐ第4位であった⁴。

ところで、英国は、2019年8月現在、まだEUに加盟しているが、BVIは、「EU域外の国家及び領土」(Overseas Country and Territories of the EU (OCTs))という位置付けとなっており、EU法はBVIには直接には適用されない⁵。しかし、2019年7月24日に第77代英国首相に就任したボリス・ジョンソン氏は、2019年10月31日までに欧州連合(EU)を離脱する意向を表明している。このいわゆる「ブレグジット」(Brexit)の際、BVIを含む英国海外領土が、EUとの関係でどのような取扱いを受けるのか、何ら影響を受けることは無いのか等については、まだ明確とはなっておらず、予断を許さないところである。

II 憲法

BVI憲法は、英国政府の枢密院が定める「BVI憲法命令」(The Virgin Islands Constitution Order)という形で制定されている。過去には、1950年、1967年、1976年、2007年に制定・改正されてきた。最後の2007年憲法(2007年6月15日施行)が2015年に一部改正(2015年11月5日施行)されたものが、現行憲法である。

全119条からなるBVI憲法の体系は、表1のとおりである⁶。

表1：BVI憲法の体系(2015年11月5日までの改正を反映)

序文		第1条
第1章 解釈		第2条～第8条
第2章 個人の基本的権利及び自由		第9条～第34条
第3章 総督		第35条～第44条
第4章 行政府		第46条～第61条
第5章 立法府	構成	第62条～第70条
	権限及び手続	第71条～第82条
	雑則	第83条～第88条
第6章 司法府		第89条～第90条
第7章 公共サービス	公共サービス一般	第91条～第98条

⁴ 前掲『エピソードで読む 世界の国243』109頁。

⁵

<https://www.harneys.com/insights/brexit-and-the-overseas-territories-the-cayman-islands/>

⁶ 2007年英領ヴァージン諸島憲法は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.bvi.gov.vg/virgin-islands-constitution>

また、2015年の憲法改正は、下記ウェブページに掲載されている。

<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2015/1767/made/data.pdf>

	年金	第 99 条～第 101 条
第 8 章 財政		第 102 条～第 109 条
第 9 章 不服申立委員及び 資産登録		第 110 条～第 112 条
第 10 章 経過規定及び附則		第 113 条～第 119 条

1 統治機構

(1) 総督及び行政府

BVI の君主は英国女王である。英国政府が選任し英国女王が任命した BVI の総督 (Governor) は、BVI における英国女王の代理人として、その職権を行使する。総督は、恩赦の付与等の権限を有する。また、総督は、首相の助言に基づき、いつでも議会を解散することができる。

行政権は、英国女王に帰属するが、総督が英国女王の代理人として権限を行使する。また、内閣 (Cabinet) が、首相 (Premier)、司法長官 (Attorney General) 及び他の大臣 (Minister) 4 名により構成される。首相は、議会 (Honse of Assembly) の多数党党首が、総督により任命される。首相以外の大臣は、首相の助言に基づき、議員の中から、総督により任命される。

(2) 立法府

BVI の立法府にあたるのは、英国女王及び議会である (62 条)。BVI の議会は一院制であり、議長、13 名の議員及び司法長官 (投票権を有しない) により構成される。全 13 議席のうち、小選挙区制選挙により 9 議席、大選挙区制選挙により 4 議席が選出される。議員の任期は、原則として、4 年である (議会が解散されてから 3 か月以内に、新たな任期を開始する)。議員として選任されるには、現地居住者であることが必要である。議会の定足数を満たすためには、議長の他、議員 7 名以上の出席が必要である。

議会は、法律を制定、改正又は廃止する等の権限を有する。議会における決議は、原則として、過半数決議による。

(3) 司法府

BVI の裁判所制度の大部分は、東カリブ最高裁判所 (Eastern Caribbean Supreme Court, ECSC) により成り立っている。東カリブ最高裁判所とは、1981 年に経済統合等を目的として設立された政府間組織である東カリブ諸国機構 (Organisation of Eastern Caribbean States, OECS) により設置された裁判所である。東カリブ最高裁判所は、OECS を構成する国・地域 (BVI、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、ドミニカ国、モントセラト) において、民事事件、刑事事件及び上訴事件についての広い裁判管轄権を有する。

東カリブ最高裁判所は、さらに、①高等法院 (High Court)、及び②控訴院 (Court of Appeal) から構成される。高等法院は、原則的な第一審裁判所であり、BVI を含むほとんどの OECS 構成国・地域に常設されている。BVI の高等法院には、2009 年 5 月に、商事事件 (訴額 50 万米ドル以上) を管轄する商事裁判所が設置された⁷。高等法院及び治安判事裁判所 (後述) の判決に対する上訴事件を管轄するのが、控訴院である⁸。控訴院は、OECS 構成国・地域を巡回して開廷審理されており、BVI のトルトラでは年 3 回 (1 月、5 月、9 月) ほど開廷審理される⁹。控訴院の判決に対する上訴は、ロンドンに所在する英国の枢密院 (Privy Council) が管轄する。

また、BVI 域内の裁判所としては、治安判事裁判所 (Magistrate's Court) がある。治安判事裁判所は、BVI における最下級裁判所であり、主に刑事事件を管轄するが、軽微な民事事件及び家事事件等も管轄する¹⁰。

ところで、BVI 憲法の「第 6 章 司法府」には、89 条及び 90 条の 2 か条しか含まれていない。89 条及び 90 条によると、BVI 憲法の施行にかかわらず、東カリブ最高裁判所の高等法院及び控訴院は、引き続き管轄権を有することとされている。

2 人権

人権については、憲法の「第 2 章 個人の基本的権利及び自由」に詳細に規定されている (「第 2 章 個人の基本的権利及び自由」は、2007 年憲法で初めて規定された)。日本国憲法で保障されているような基本的人権は、BVI 憲法においても、同様に保障されているといえる。

BVI 憲法の特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①緊急事態¹¹における人権の制限について、極めて詳細かつ具体的に明文で規定されている (10 条 1 項、14 条 2 項(d)、27 条、28 条、85 条)。
- ②環境の保護について、明文で規定されている (29 条)。
- ③子どもの保護について、明文で規定されている (30 条)。
- ④憲法で規定されたいずれかの人権が侵害された場合における高等法院への申立てについ

⁷ <http://www.bvi.gov.vg/supreme-court-high-court>

⁸ <http://www.bvi.gov.vg/court-appeal>

⁹

<https://iclg.com/practice-areas/litigation-and-dispute-resolution-laws-and-regulations/british-virgin-islands>

¹⁰ <http://www.bvi.gov.vg/magistrate-court>

¹¹ BVI で正式に緊急事態であると宣言されたのは、2017 年夏にハリケーン・イルマ (Hurricane Irma) が BVI を襲ったときであった。2017 年 9 月 7 日、ハリケーン・イルマが BVI に上陸したため、BVI 政府は緊急事態を宣言した。緊急事態宣言の時点で既に 14 名の死者が発生していた。また、刑務所が損壊し、受刑者 100 人以上が脱走したため、英国政府から BVI に警察官が派遣された。その他、英国政府は、支援金 3,200 万ポンド、海軍のヘリコプター揚陸艦、人道支援専門家及び避難所設営セット 200 個を BVI に送ることを決定した。

て、明文で規定されている（31条）。

⑤人権委員会について、明文で規定されている（34条）。

3 法令及び判決例

BVIは、約3世紀にわたり英国の支配下にあり、英国のコモン・ロー及びエクイティの法制度が適用されてきた。BVIには自治権が認められているため、BVI議会は、外交、防衛及び治安を除き、英国とは異なる法令を独自に制定することが可能である。実際には、BVI議会が多くの法令を制定しており、それら法令の多くは、英国の法令をモデルとしている。BVIの法令は、BVI政府の管理するウェブサイト¹²において、英語で検索・調査することができる。また、英国政府によって公布される制定法である枢密院勅令も、BVIに適用される。成文化された法令等が無い場合、コモン・ロー及びエクイティも法源となる。英国及び他のコモン・ロー諸国における判例は、BVIの訴訟においても、参照される。

このように、BVIの法制度が英国の法制度に基盤を置いていることは、公用語が英語であること、会社設立等に関するサービスのインフラが整っていること、及びBVIは政治的・社会的に安定していること等とあいまって、BVIがオフショア金融センターとしての地位を確立することに貢献してきたといえる。

III 民法

BVIの民法分野の法制度（例えば、契約法、不法行為法等）は、基本的に、英国のコモン・ローに依拠している。BVIには、ドイツやフランスにおけるような統一された「民法典」はないが、個別の分野ごとにBVI議会により制定された法律がある（例えば、譲渡・財産権法¹³、非居住者土地保有規制法、信託法等）。

BVIの不動産法は、トレンスシステム（Torrens system）を採用している。トレンスシステムとは、本来であれば最初の権利者から自分までの途切れない権利移転の連鎖を証明しなければならないところ、不動産登記上の権利者が真正な権利者であることを国が保障する制度である。BVIでは、1972年までに、全土の地籍測量が完了している。非居住者がBVIの土地を購入しようとする場合、非居住者土地保有許可を取得しなければならない。非居住者がBVIでオフィスを賃借するだけの場合は、許可を取得する必要はない。

英国で発達した信託法制度は、英国海外領土にも広く浸透しており、BVIにおいても同様である。とくにBVIのようなオフショア金融センターでは、信託を利用した新しい節税スキームが開発された¹⁴。

¹² <http://www.bvi.gov.vg/file-type/legislation?page=6>

¹³ BVIでは、商事法分野の法律が比較的発達しているのに対し、譲渡・財産権法は時代遅れの法律であるといわれている。

¹⁴ 島田真琴著「イギリスにおける信託制度の機能と活用」（『慶應法学 No.7』（慶應義塾大学大学院法務研究科、2007年）所収）236頁。

BVI の民法分野の法律は、主な体系の全てが成文法だけで形作られているわけではないが、体系の重要な一部を形成していることは事実であり、成文法と判例法の両方を合わせて検討する必要があるといえる。

IV 会社法

BVI では、商事法分野の法制度（例えば、会社法、倒産法、銀行法、信託法、保険法等）が比較的発達しているといわれている。

従前は、1984 年国際事業会社法に基づき、国際事業会社（International Business Company, IBC）という形態の会社が認められていた。IBC は、BVI 居住者との間で取引を行うこと及び BVI の不動産を保有することはできないものであったが、秘匿性が高く、所得税等の税金が免除されていた等のことから、外国投資家により活発に利用され、BVI を「オフショア金融センター」の地位にまで押し上げた。しかし、OECD 等から、IBC と国内会社とを同列に取り扱うよう求められたため、BVI 政府は対応を余儀なくされた。

そこで、IBC 法に取って代わるものとして新たに制定されたのが、2004 年 BVI 事業会社法（British Virgin Islands Business Companies Act 2004, BCA）である¹⁵。同法は、ニュージーランドの会社法を参考として起草されたものであった¹⁶。BCA は、①company limited by shares、②company limited by guarantee authorised to issue shares、③company limited by guarantee、④unlimited company without shares、⑤unlimited company with shares といったさまざまな種類の企業について規定している。上記①の企業が最も利用が多く、全体の 99.86%を占めている¹⁷。BVI 事業会社の設立にあたっては、「BVI Registry of Corporate Affairs」に登録しなければならない。

最も利用の多い上記①の会社（company limited by shares）についてみると、株主及び取締役は 1 名以上で、個人でも法人でもよく、BVI 居住者であるか否かや国籍を問わない。株主及び取締役の詳細は公開されない。最低資本金に関する制限はなく、BVI での年度会計監査を義務付ける法規定もない。株主総会は年 1 回以上開催しなければならないが、場所を規制する法規定はない。企業名の末尾に、「Limited」、「Corporation」、「Incorporated」、「Societe Anonyme」、「Sociedad Anonima」等の語句を付しなければならない¹⁸。

BVI 法人は、中国企業がしばしばビジネススキームに香港法人やケイマン諸島法人とと

¹⁵ 「BVI 事業会社法」は、さらに 2006 年に改正されている。

<https://bvi.gov.vg/sites/default/files/resources/BVI%20Business%20Companies%20%28Amendment%29%20Act%202006.pdf>

¹⁶ 2004 年 BVI 事業会社法は、その後、マン島の 2006 年会社法にほぼそのまま継受された。

¹⁷

https://www.bvifsc.vg/sites/default/files/documents/Statistical%20Bulletins/q2_2018_statistical_bulletin.pdf

¹⁸ 『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』（財団法人 社会安全研究財団、2010 年）37～38 頁。

もに組み込んで利用することで有名である¹⁹。中国からタックスヘイブン（香港、マカオ、シンガポール、ケイマン諸島、BVI 及びバミューダ）への外国直接投資の大部分は、中国への外国直接投資として戻ってくると指摘されている²⁰。中国企業が（場合により香港を通じて）BVI 法人を活用していることは統計にも表れており、例えば、2017 年における BVI から中国への海外直接投資の実行額は約 40 億ドルであり、香港及びシンガポールに次ぐ第 3 位であった²¹。また、香港証券取引所に上場している企業のうち、BVI を含むオフショア企業の占める割合は約 73%にのぼる。

中国企業が BVI 法人をビジネススキームに組み込んで利用する方法には、さまざまなものがある²²。例えば、BVI 法人たる持株会社と中国法人たる事業会社の間に香港法人を介在させることにより、源泉徴収税を少なくするという方法がしばしば利用されてきた²³。

なぜ、中国企業が好んで BVI 法人を利用するのかといえば、BVI 法人にはさまざまなメリットがあるからである。BVI 法人のメリットとしては、①所得税が 0%であること、②登記内容の機密保持性が高いこと（株主の情報等）、③設立手続が簡単・迅速であること²⁴、④設立及び維持のためのコストが低いこと、⑤外貨管理規制が緩やかであること、⑥会計監査を受ける必要が無いこと等が挙げられる。他方、BVI 法人のデメリットとしては、①ケイマン法人に比べ、一般的信用性が低いこと、②一部の国・地域においては上場が認められないこと等が挙げられる。

税務上のメリットについて付言すると、BVI には、会社及び個人に対する所得税、付加価値税、売上税、キャピタルゲイン税、贈与税及び相続税が存在しない。BVI 政府の歳入は、輸入関税、賃金税、印紙税、土地税、家屋税のほか、会社・ファンド・パートナーシップ等に対する政府手数料等でまかなわれている。実際、2018 年 6 月 30 日時点で、BVI には約 41 万 7,000 社の事業会社（Business Company）があり²⁵、その登録・免許料だけで、BVI の政府収入のほぼ半分を占めている²⁶。なお、BVI は、欧州連合（EU）や経済協力開発機構（OECD）との間の情報共有体制に合意しており、多くの国との間で税に関する

19

<https://www.campbellslegal.com/wp-content/uploads/2019/03/Why-More-Chinese-Businesses-Are-Choosing-The-BVI-For-Offshore-Investment-A-Move-To-Quality.pdf>

20 本庄・前掲書 584 頁。

21 21 世紀中国総研編『中国情報ハンドブック[2018 年版]』（蒼蒼社、2018 年）334 頁。

22 http://www.360doc.com/content/17/0628/20/31681274_667288153.shtml

23 塩川純子著「香港におけるケイマン・BVI 等オフショアの活用法< 2 >」

http://www.hkpost.com.hk/history/index2.php?id=6419#_XWf2hnduK74

24 BVI まで行かなくても、香港の代行業者に委託して、BVI 法人の設立を行うことが可能である。香港では、BVI 法人の設立や銀行口座の開設を中国語や日本語でサポートする代行業者が多数存在する。

25

https://www.bvifsc.vg/sites/default/files/documents/Statistical%20Bulletins/q2_2018_statistical_bulletin.pdf

26 前掲『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』29 頁。

る情報交換の二国間合意を締結している。

2016年4月のパナマ文書公開が世界中の注目を集めてからは、タックスヘイブンに対する風当たりが強くなった。2017年12月にEUが公表した租税に関するブラックリストにはBVIは含まれていなかったが、経済的実態を反映しない利益移転を促進しているとしてグレーリストに含められてしまった。また、2018年11月にOECDが公表した「無税又は名目税率を採用している国・地域に対する実質的な経済活動要素の適用の再開—BEPSに関する包括的枠組み：行動計画5」で定められた基準に合わせる必要があった。その結果、BVIは、2018年12月に「経済的実態（会社及びリミテッドパートナーシップ）法」を成立させた（2019年1月1日施行）。同法によると、銀行、保険、海運、金融・リース、ファンドマネジメント、統括本部、持株、知的財産事業、物流・サービスセンターといった関連活動を行うBVI法人（但し、税務上の居住地がBVIである会社及びリミテッドパートナーシップに限る）は、経済的実態（例えば、BVI現地でオフィスを設置している等）を有している必要がある。経済的実態の要件に違反した場合は5,000米ドルから50,000米ドル（違反状態が継続している場合は10,000米ドルから400,000米ドル）のペナルティが課される可能性がある。今後も、BVIにおける法規制の動向に注意を要するほか、場合によっては、スキームの見直し等の対応を迫られる可能性がある²⁷。

なお、オフショアビジネスのためにBVIに投資しようとする外国企業は、BVI事業会社だけでなく、ファンド、信託又はパートナーシップ等を利用することも多い。

V 民事訴訟法

BVIの裁判所制度については、「司法府」の箇所で前述したとおりである。

東カリブ最高裁判所の①高等法院（High Court）及び②控訴院（Court of Appeal）における民事訴訟事件の手続については、2000年東カリブ最高裁判所民事手続規則（Eastern Caribbean Supreme Court Civil Procedure Rules 2000, CPR）が適用される（但し、家事事件、倒産事件等を除く）²⁸。CPRは、基本的にはイングランド及びウェールズの民事手続規則に準拠しているが、差異もある。

BVIの高等法院には、2009年5月に、商事事件を管轄する商事裁判所が設置された²⁹。ここにいう「商事事件」とは、貿易・商業取引から生じた紛争であり、ビジネス契約や会社法、パートナーシップ、倒産、信託、海上・航空運送、石油・ガス開発、保険・再保険、銀行・金融サービス等に関するものを含む。訴額は原則として50万米ドル以上でなければならないが、裁判官は裁量により、それより低い訴額の事件を商事裁判所で審理することができる³⁰。商事裁判所では、1名の裁判官により事実及び法律の審理が行われる³¹。

²⁷ <http://www.ccm.com.hk/2019/06/preparation-for-offshore-company-maintenance.html>

²⁸ <http://www.bvi.gov.vg/supreme-court-high-court>

²⁹ <http://www.bvi.gov.vg/supreme-court-high-court>

³⁰

2018年11月から、東カリブ最高裁判所は、電子訴訟（E-Litigation）のポータルサイトの運用を開始し、既に多数の訴訟事件の判決が下されている³²。当該ポータルサイトでは、書面のオンライン提出、事件記録への電子アクセス、電子メール等を通じた案件ファイル管理・日程管理等が可能となっている。

BVIにおける民事紛争の当事者は、BVIの裁判所への訴訟提起のほか、調停や仲裁等の裁判外紛争解決手段（Alternative Dispute Resolution (ADR)）を採ることもできる。仲裁に関する法律としては、UNCITRALモデル法に基づく2013年仲裁法がある。BVIは、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆる「ニューヨーク条約」）に加盟している（2014年5月24日よりBVIにおいて発効）。

なお、BVIの弁護士制度では、英国のバリスターとソリシターのような区別はない。

VI 刑事法

BVIの刑事法分野の法令としては、「刑法典」、「薬物取引犯罪法」、「犯罪行為収益法」等がある。

刑事訴訟事件の第一審は、高等法院又は治安判事裁判所で行われる。高等法院及び治安判事裁判所のいずれもが管轄権を有する事件の場合、被告人は、①高等法院での陪審ありの審理、又は②治安判事裁判所での陪審なしの審理のいずれかを選択することができる。治安判事裁判所で有罪判決が下された場合、被告人は治安判事裁判所に認められた一定範囲内の量刑で処罰されることになる。治安判事裁判所の判決に対する上訴は、高等法院ではなく、控訴院に行く³³。

「オフショア金融センター」であるBVIにおいて、マネー・ローンダリング対策は極めて重要である。BVIにおけるマネー・ローンダリング対策のための重要な法令は、「犯罪行為収益法」（Proceeds of Criminal Conduct Act）である。同法は、疑わしい取引の届出義務違反等を犯罪としている。犯罪行為収益法に違反した者は、即決裁判の場合は2年以下の懲役及び／又は25万米ドル以下の罰金、正式裁判の場合は、14年以下の懲役及び／又は50万米ドル以下の罰金が課される³⁴。また、「マネー・ローンダリング規則」（Anti-Money Laundering Regulations）は、BVIの金融機関、慈善団体、非営利団体等は、本人確認、リスクの評価・管理、内部統制等を義務付けられている。さらに、BVIの金融機関及びその他の金融サービス事業者は、マネー・ローンダリングの疑いがある取引の金融サービス

<https://iclg.com/practice-areas/litigation-and-dispute-resolution-laws-and-regulations/british-virgin-islands>

³¹ <https://www.harneys.com/media/1760/gtdt-british-virgin-islands.pdf>

³² 東カリブ最高裁判所の「E-Litigation Portal」ウェブサイトのURLは、次のとおりである。<https://elp.eccourts.org/chrysalis/login>

³³ <http://www.bvi.gov.vg/magistrate-court>

³⁴

<https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=f468ea03-6562-4d45-b9c2-2f9a0b91b551>

委員会への届出等が義務付けられている。銀行口座の開設にあたっては、原則として、対面によることが義務付けられており、非対面による場合は、公証人による証明が必要とされる³⁵。

Ⅶ 参考資料

以上、BVI法の概要を簡単に紹介してきたが、BVI法については、日本語の文献・論文等は少ないものの、英語による情報源及び文献・論文等は比較的多くある（とくに、「タックスヘイブン」、「オフショア金融センター」、「マネー・ローンダリング」等に関連するもの）。

BVI法全般の日本語による概説書は残念ながら現在のところ存在しないが、各法分野において、脚注に掲げた文献が参考となろう。

2016年4月のパナマ文書公開及び2017年11月のパラダイス文書公開以降、タックスヘイブンに対する世界の目はますます厳しくなっている。BVIは、OECDを始めとする国際機関等と連携しつつ、国際基準に合わせ、必要な対策を採っていくものと思われる。今後も、BVIの法令及び政策の動向について、注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.47 No.9』（国際商事法研究所、2019年、原題は「世界の法制度〔米州編〕第29回 英領ヴァージン諸島」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

³⁵ 前掲『タックスヘイブン諸地域におけるマネー・ローンダリングに関する調査研究報告書』32～44頁。